

2019年3月18日

あおぞら投信株式会社

「16の国に 世界人口 約半分 持続可能な 潜在力なり」

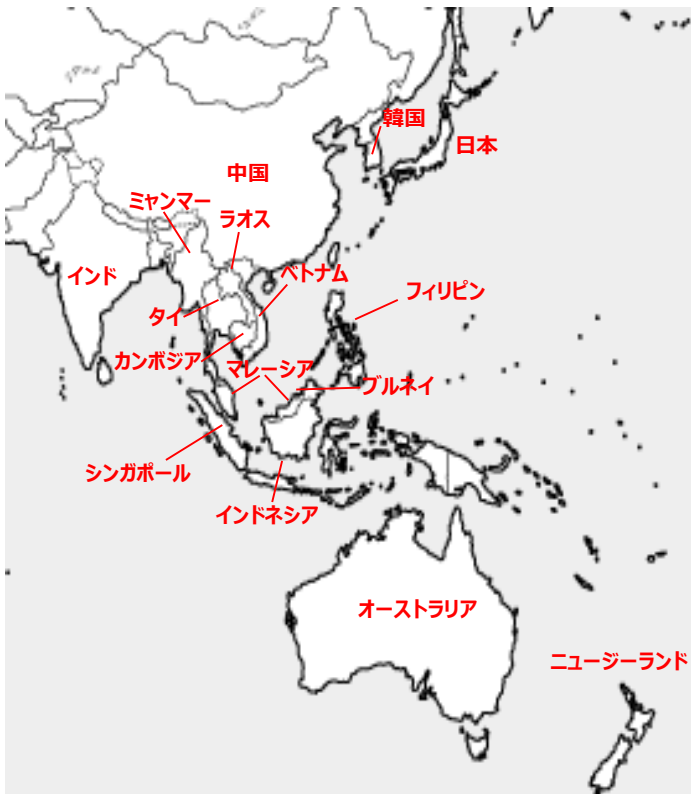
日本を含む16ヶ国が参加する東アジア地域の包括的経済連携(RCEP「アールセップ」:Regional Comprehensive Economic Partnership の略)は、18分野について交渉を進めてきました。昨年11月までに「経済技術協力」、「中小企業」に加え「税関手続・貿易円滑化」や「政府調達」など、計7分野で実質的な合意に達しています。しかし、交渉の中核的分野であり、交渉難航の最大の原因となっていた「物品貿易の自由化(関税の削減・撤廃)」については、インドの関税問題もあり、参加国間の溝は埋まっていません。

今年の交渉は、3月2日カンボジアのシェムリアップでの閣僚会合の開催で始まりました。7回目となる今回の中間閣僚会合は、2019年内妥結に向けた交渉の進め方を閣僚レベルで議論したのです。市場アクセスおよびルール交渉の進展については評価されており、今後取り組むべき作業について確認した模様です。そして次回の第8回中間閣僚会合は8月に中国での開催と決まりました。今年の上半期に、交渉参加国のうち、インド、インドネシア、タイ、オーストラリアでは国政選挙の実施が予定されています。その意味でも、8月の会合は各国の「政治的なコミットが示される時」であるとのコメントもあります。日本にとって、ASEAN(東南アジア諸国連合)との経済関係強化であり、その先に広がるRCEPでのサービス・投資のさらなる自由化や円滑化は重要なテーマであり、そこで21世紀前半の日本経済の役割が試されるのだと考えます。

柳谷俊郎

RCEP参加国(16ヶ国)の地図

RCEP協定の概要(2018年11月時点、網掛けは実質的に合意)



1 物品貿易	包括的な自由貿易を確立するため、関税を合理的な期間に段階的に撤廃し、非関税障壁に対処することを目的とした市場アクセス交渉によりカバーする。
2 原産地規則	関税上の特惠優遇を受ける産品を決定するガイドラインの作成。技術的に実行可能で貿易の円滑化に資するもの。
3 税関手続・貿易円滑化	税関手続の効率的運営及び迅速な通関手続を促進することによって、世界及び地域のサプライ・チェーンの成長に資する環境を創出する。
4 衛生植物検疫措置	科学的原則に基づいた食品安全、人及び動植物の健康保護に関する要件のための基本的枠組みを定める。
5 任意規格・強制規格・適合性評価手続	WTO貿易の技術的障壁に関する協定の実施を強化する。
6 貿易救済	RCEPの貿易自由化と調整を行うという目的を支える、参加国のための貿易救済関連規定の整備を目指す。
7 サービス貿易	WTO・サービス貿易に関する一般協定(GATS)とASEAN+1のFTAにおけるサービスの約束を基礎として形成される。
8 金融サービス	金融システムが不安定な状態にある場合のリスクを防ぐための十分な政策と規制に係る余地を提供しつつ、更なる透明性を促進する。
9 電気通信サービス	電気通信サービスの貿易に影響を及ぼすルールの枠組みを提供する。
10 人の移動	貿易及び投資を促進する目的で、ある参加国から別の参加国への自然人の一時的な入国及び滞在に関するルールを定める。
11 投資	地域において、保護、自由化、促進、円滑化という投資の4本柱をカバーした、有効な投資環境を創設する。
12 競争	反競争的行為を禁止する法令の採用など地域の協力を通じて、市場における競争を促進し、経済効率や消費者の福祉を向上させる。
13 知的財産	異なる経済発展段階や国内法制度の違いを考慮しつつ、効果的で適切な知的財産権の創造、利用、保護及び行使を通じて経済統合の深化と協力を促進する。
14 電子商取引	参加国間での電子商取引を推進し、エコシステムの発展に係る参加国間の協力を強化する。
15 中小企業	地域またはグローバルなサプライ・チェーンへの統合といった機会に中小企業が参加し、経済協力のプログラムや活動を実施するためのプラットフォームを提供する。
16 経済技術協力	相互の利益や関心分野における既存の経済連携を補完することを目的とする。
17 政府調達	政府調達に関する法令及び手続の透明性を促進する条項及び参加国間の協力を発展させる条項に焦点を当てる。
18 紛争解決	紛争解決はRCEP協定の下で生じる紛争の効果的な、効率的な、透明性のある協議及び解決のプロセスを規定する。

出所: 外務省および各種報道を基にあおぞら投信が作成。

本資料は情報の提供を目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示された意見などは、本資料作成日現在の当社の見解であり、事前の予告なしに変更される事もあります。投資信託の取得に当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

商号: あおぞら投信株式会社 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第2771号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 ホームページ・アドレス: <http://www.aozora-im.co.jp/>